

厚生労働省職員の訓告等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照条文

○ 厚生労働省職員の訓告等に関する規程（平成19年厚生労働省訓第13号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正			現 行		
別表			別表		
	措 置 権 者	権限が及ぶ官職又は職員の範囲		措 置 権 者	権限が及ぶ官職又は職員の範囲
内 部 部 局	厚生労働大臣	事務次官、厚生労働審議官、 <u>医務技監</u> 、 <u>官房長</u> 、 <u>内部部局の各部局長</u> 、 <u>人材開発統括官</u> 、 <u>政策統括官</u> 、 <u>総括審議官</u> 、 <u>総合政策・政策評価審議官</u> 、 <u>サイバーセキュリティ・情報化審議官</u> 、 <u>生活衛生・食品安全審議官</u> 、 <u>年金管理審議官</u> 、 <u>審議官</u> 、 <u>施設等機関の長</u> 、 <u>地方支分部局の長</u> 及び <u>外局の長</u>	内 部 部 局	厚生労働大臣	事務次官、厚生労働審議官、 <u>官房長</u> 、 <u>内部部局の各部局長及び次長</u> 、 <u>政策統括官</u> 、 <u>総括審議官</u> 、 <u>技術・国際保健総括審議官</u> 、 <u>総合政策・政策評価審議官</u> 、 <u>サイバーセキュリティ・情報化審議官</u> 、 <u>年金管理審議官</u> 、 <u>審議官</u> 、 <u>施設等機関の長</u> 、 <u>地方支分部局の長</u> 及び <u>外局の長</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	各局長	所属の職員（部局長を除く。）		各局長	所属の職員（ <u>部局長及び次長</u> を除く。）
	<u>人材開発統括官</u>	所属の職員（ <u>人材開発統括官</u> を除く。）		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外 局	中央労働委員会事務局長	所属の職員（ <u>事務局長</u> を除く。）	外 局	中央労働委員会事務局長	所属の職員（ <u>局長</u> を除く。）